

第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農林水産技術センター）においては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-59 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	外来生物種であるアルゼンチンアリの生態調査と防除対策	アルゼンチンアリの生息状況及び生態系への影響把握のための調査を継続実施している。併せて、京都府、京都市、地域自治会、学識経験者による協議会の一斉防除及び防除効果のモニタリング活動に協力し、防除方針決定に寄与している。
	地域の生物相調査から行う環境評価研究	地域の環境評価に役立てる手法の検討と環境変化の把握を目的とし、昆虫類を中心とした生物モニタリング調査を継続実施している。
	植物起源の揮発性有機化合物(BVOC)等が大気環境に与える影響	BVOC反応生成物の分析方法の検討を継続する。過去の粉じん試料中のピノン酸、ジカルボン酸、レボグルコサン等をGC/MS、LC/MS等で分析し、BVOC、PM2.5、O _x 等との関連を調べる。さらに、VOCとPM2.5の同時連続測定を行う。
	PM2.5の高濃度汚染時の観測とデータベース化	広域的なPM2.5高濃度を予想して地環研等II型研究の参加機関で情報交換を行い、各自のサイトで共同試料採取を行う。当府は、久御山局のPM2.5自動測定機のテープろ紙を回収して試料とし、その分析結果を提供し、全国規模のデータベースの構築に参加する。参加機関と連携をとりながら、データ解析を行う。
	先進的なPM2.5自動成分分析計による無機元素成分の高時間分解能・長期連続観測とPM2.5発生メカニズムの解明	蛍光X線分析装置を搭載した新開発のPM2.5自動成分分析計を常時監視測定局で運転し、高時間分解能かつ長期にわたって硫黄成分及び無機元素成分の連続観測を行う。並行して公定法により無機イオン及び無機元素を分析し、性能評価も行う。同時に既設のPM2.5自動測定機のテープろ紙を利用した成分分析を行い、観測結果を総合的に解析し、府内のPM2.5の発生メカニズムの解明を試みる。
	沿岸海域環境の物質循環現状把握と変遷解析に関する研究	府北部の閉鎖性水域については環境基準の達成率が低く、水質改善が課題となっている。本調査では北部の閉鎖性水域について、底層の貧酸素水塊発生状況やCOD等の水質調査を行い、環境基準超過の原因究明の一助とする。
	国内における化審法関連物質の排出源及び動態の解明	化審法関連物質の臭素系難燃剤、紫外線吸収剤等の分析手法を習得し、分析条件を検討する。今後府内の環境基準が設定されている河川での実態調査を検討する。また調査すべき他の残留性有機汚染物質の選定を進める。
	京都府の淡水ガメ生息実態調査	京都府南部のため池群及び小河川において、カメの活動期に捕獲調査を実施し、固有種ニホンイシガメ、外来種ミシシッピアカミミガメ等の生息実態調査を行う。
	ネオニコチノイド系農薬の脊椎動物に対する安全性について	水田生態系の保全を目的とし、現在、有機リン系農薬に代わって使用されている殺虫剤（ネオニコチノイド系農薬）による非ターゲット動物への毒性を試験する。初年度はオタマジャクシを用いて、主要なネオニコチノイド系農薬による急性毒性を明らかにする。

機関名	テーマ等	内 容
中小企業技術センター	ガラス複合蓄光体の輝度特性に及ぼす影響因子の検討	蓄光性素材は太陽光や蛍光灯等の光エネルギーを吸収して、暗所で光りを放する材料であり、エコでメンテナンスレスであるため、災害や非常時の避難誘導標識等、幅広く使用されている。この蓄光性材料の高輝度化・低コスト化を目的として、ガラス複合蓄光体を作製し、輝度に及ぼす影響因子について検討する。
織物・機械金属振興センター	絹蛋白の有効利用開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白（セリシン）を有効利用するセリシン・ポリフェノール複合体の開発等の研究を実施するとともに、セリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っている。
農林水産技術センター	農薬残留調査	万願寺トウガラシ等のブランド京野菜について、農薬登録適用拡大のため農薬の作物残留分析を実施している。
	全国農地土壤炭素調査	京都議定書における温室効果ガス排出量6%削減に向け農業分野における地球温暖化防止策への貢献が求められている。そのため、農地をCO ₂ 吸収源として活用することを目指し、農地土壤炭素含有量等を把握する。
海洋センター	沿岸環境のリアルタイムモニタリングによる温暖化の影響評価（漁場特性の研究）	沿岸、内湾漁場における環境変化を捉えるため、自動観測ブイを設置してリアルタイムで水温、潮流等のモニタリングを行い、急潮予測精度の向上を図るとともに、水温や漁場環境の変化が漁業・養殖業に及ぼす影響を検討する。

第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

1 「京都府土地利用基本計画」

「府土地利用基本計画」（以下本項において「基本計画」という）は、府計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」等に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、図面表示した計画図と土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、計画図は、毎年必要に応じて変更を行っています。また、計画書については、基本計画の基本となる国土利用計画の改定に合わせ21年8月に改定されました。

第5節 公害防止計画の推進

府では、公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域について、「環境基本法」に基づき、公害防止計画を作成しています。

作成状況は、以下のとおりです。

1 「京都地域公害防止計画」の概要

①計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市及び大山崎町の4市1町

②計画の期間

23年度から32年度の10年間

③計画の主要課題

河川の水質汚濁

大阪湾に流入するC O Dの汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。

④計画の目標

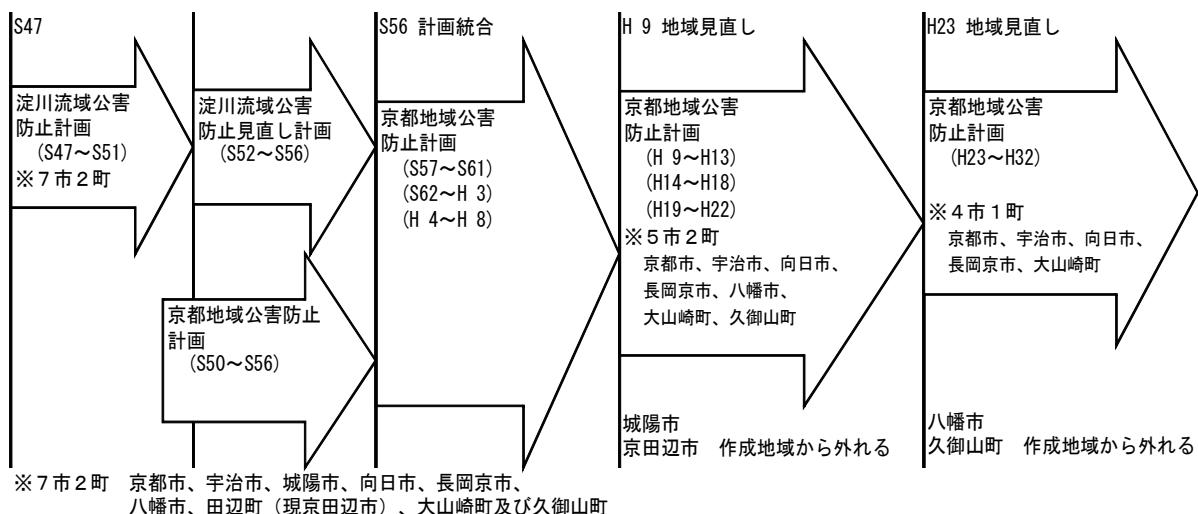
環境基準の達成

⑤講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

2 府における計画作成の経緯

図 3-40 計画作成の経緯



第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情の概要

26年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は表3-60のとおり、1,682件（前年度比-173件）となりました。

そのうち、大気汚染、水質汚濁等**典型7公害***の苦情は1,036件（前年度比-61件）、廃棄物投棄等典型7公害以外の苦情は646件（前年度比-112件）でした。

典型7公害では騒音・悪臭・大気汚染に関する苦情が多く、典型7公害苦情の83%を占めました。

典型7公害以外では、廃棄物投棄が典型7公害以外の苦情全体での51%を占めました。

公害苦情の種類別件数は図3-41、発生源種類別苦情件数は図3-42、地域別苦情件数は図3-43及び公害苦情件数の経年変化は図3-44のとおりです。

なお、公害苦情件数は、公害等調整委員会が実施した調査に基づき府内市町村へ寄せられた件数を集計したものであり、府警察本部への苦情件数は含まれていません。また、同一人からの同一苦情については、複数回苦情があっても1件として取り扱っています。

表3-60 25年度及び26年度における公害別苦情件数

年度	典型7公害								典型7公害以外 堺棄物投棄	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
26	269	152	0	365	20	2	228	1,036	646 [327]	1,682
25	316	171	3	330	25	0	252	1,097	758 [431]	1,855

図3-41 公害苦情の種類別件数

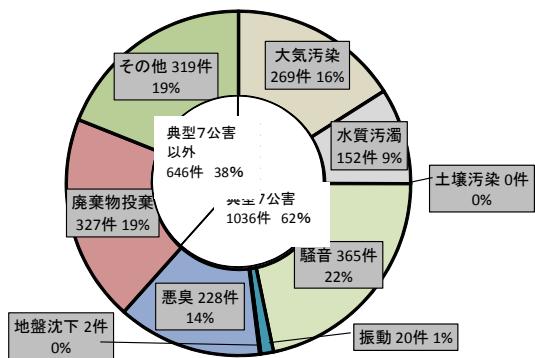


図3-42 発生源種類別苦情件数

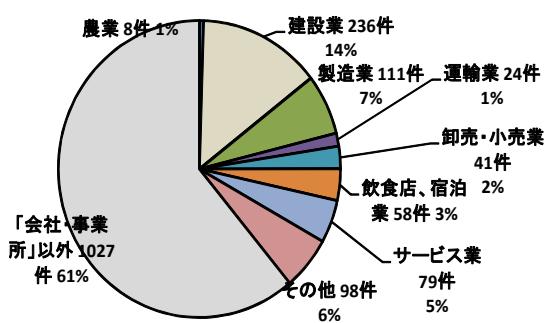
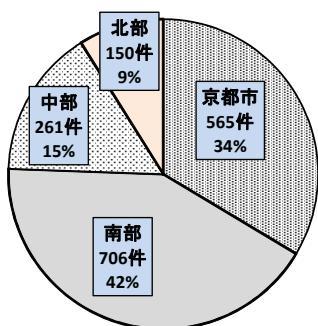
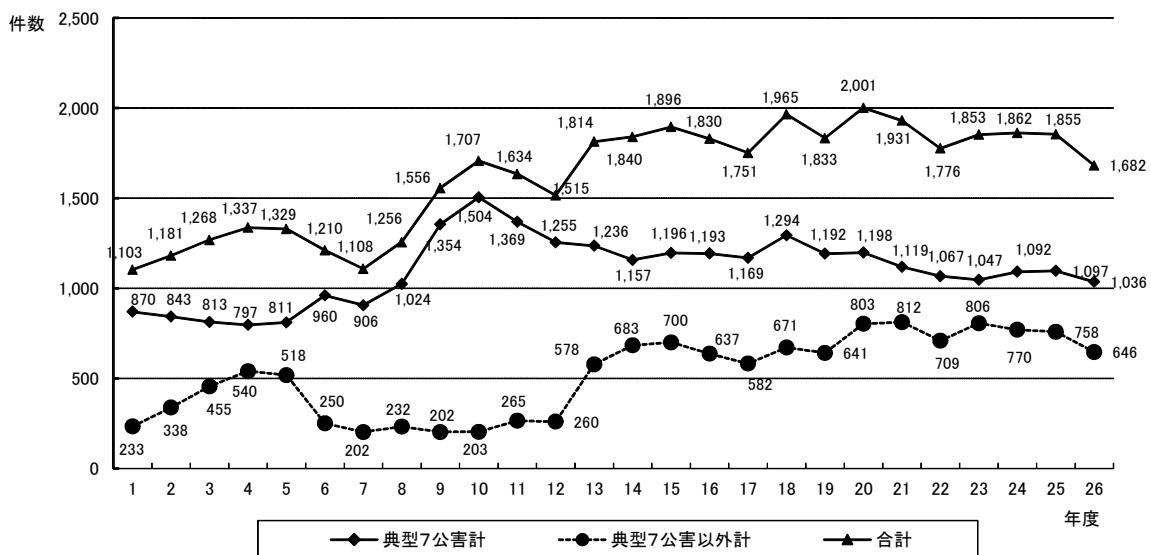


図3-43 地域別苦情件数



注：南部は京都市より南の地域、中部は亀岡市、南丹市、京丹波町、北部は福知山市、綾部市以北をいう。

図3-44 公害苦情件数の経年変化



※5年度までは、「典型7公害以外」に市町村又は保健所で受けた野犬の徘徊、放置自転車、路上駐車等の苦情を含む（府警察本部への苦情は含まれていない）。

2 公害紛争の処理

公害苦情においては、一般的には、まず被害者から苦情申立てが行われますが、これが早期に解決されず、原因者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していくことがあります。

「公害紛争処理法」では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に行政分野に公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続により公害紛争を処理しています。

27年末までに受理した公害紛争事件は44件（調停43件、仲裁1件）で、処理状況は調停成立16件、調停打切り18件、調停申請取下げ8件（ただし、一部調停打切り・一部申請取下げの2件を含む）、調停申請却下1件、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては騒音・振動が多く、地域としては京都市内が33件、京都市以外が11件となっています。

第7節 規制的措置

府警察は、府民の安全で快適な生活を確保するため、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年における環境犯罪の情勢は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めています。

特に、廃棄物の不法投棄や焼却禁止違反による検挙が高い水準で推移しています。

26年中は、暴力団が関与する事犯や行政指導を無視して敢行される事犯等、悪質な廃棄物事犯の取締りを推進し、家屋解体業者による不法投棄事犯や暴力団関係者による不法投棄事犯等、187件（前年対比-10件）、213人（前年対比-51人）を検挙しました。

表3-61 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	年	22年		23年		24年		25年		26年	
		件数	人員								
廃棄物に係る事犯	22年	243	319	307	393	300	346	197	264	187	213
水質汚濁に係る事犯	22年	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	22年	244	319	307	393	300	346	197	264	187	213

注) 历年(1~12月)による

第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。